

虐待防止のための指針

令和5年5月

1、 虐待防止指針の作成の目的（基本的な考え）

私たちは利用者一人ひとりの生命と尊厳を大切にしながら支援をします。虐待は人権侵害であり、尊厳や人格を無視した犯罪行為という認識のもと「児童虐待防止に関する法律（児童虐待防止法）」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の理念に基づき、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じたり、生じるおそれのある暴行や体罰を与えること。正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者に性的な行為をすること、または利用者に性的な行為をさせること
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当、差別的な言動。その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：必要なサービスを受けさせないこと。利用児童の長時間の放置。他児や職員による①～③までに掲げる行為と同様の行為の放置。その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

2, 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待防止に関する観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待の防止のための指針整備、組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が研鑽、相談、報告できる体制整備に関すること
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した時や、把握した場合に、市町村への通報、対応に関すること
- (5) 虐待が発生した場合、発生原因の分析、再発防止策、その評価に関すること

② 委員会の構成員

委員会の委員長は、当該事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者とする。委員は委員長が指名したものとする。

3, 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回以上実施します。

研修内容は、基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修計画、実施内容を記録し、保存します。

4, 事業所内で発生した虐待の報告方法などの方策に関する基本方針

法人職員は虐待を発見した時は、速やかに管理者・に報告します。また障害者虐待防止法・児童虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。虐待防止受付担当・虐待防止委員会にも報告します。虐待が発生した場合は、要因の除去に努め、客観的事実の確認、行政や他機関の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5, 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は公表し、いつでも閲覧できるようにします。

この指針は、令和5年 5月 16日より施行する。